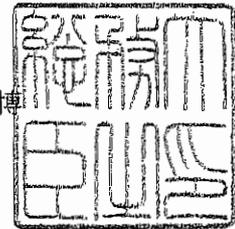


総政企第 338 号
平成 21 年 11 月 20 日

統計委員会委員長

樋口 美雄 殿

総務大臣
原 一博



諮問第 22 号

経済産業省企業活動基本調査の変更について（諮問）

標記について、平成 21 年 11 月 13 日付け平成 21・11・12 統第 1 号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(経済産業省企業活動基本調査の変更について)

1 調査の目的等

経済産業省企業活動基本調査（以下「本調査」という。）は、我が国企業の事業活動の多角化や国際化、研究開発等の実態を把握することにより、企業の経営戦略や産業構造の変化等の実態を明らかにし、経済産業政策の基礎資料等とすることを目的として実施する調査である。

本調査は、従前、製造業の多角化等を調査していた工業統計調査の丙調査（企業多角化等調査）を発展的に見直し、新たに商業及び鉱業を対象に加え、調査内容を拡充することにより、企業活動に関する基礎的、総合的なデータを整備する指定統計調査として、平成4年に創設され、平成7年以降、逐次調査対象業種の拡大を図りつつ、毎年、実施されてきており、平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（経済産業省企業活動基本統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

2 申請の趣旨

近年の国内外の社会・経済情勢の急速な変化に応じて多様化する企業活動の実態をより適切に把握するため、報告者負担に配慮しつつ、平成22年調査から、調査事項等の変更を行う。

3 主な改正内容

(1) 調査事項の変更

ア 調査事項の追加等

(ア) モノ以外のサービスに関する国際取引の状況の追加

近年、貿易のソフト化に伴い、海外取引はモノ以外のサービスのウェイトが拡大してきているが、サービスに関する国際取引については、その実態が十分把握されていないため、その状況について把握する必要があることから、モノ以外のサービスに関する国際取引（海外からの受取金額、海外への支払金額等）に関する事項を追加する。

(イ) 事業の外部委託の状況の追加等

近年、企画、企業戦略等の管理業務やマーケティング業務等、企業のソフト分野の活動が増大し、企業グループ内外におけるこれら活動の分業も大きく変化してきているため、その状況について把握する必要があることから、製造委託と製造委託以外（サービス）の委託に区分し、それぞれ海外との取引額や関係会社との取引額を把握する事項を追加する。

(ウ) 能力開発費の追加

人的資産への投資活動である人材の能力開発（教育・研修）は、設備投資や研究開発と同様に、企業の重要な活動となっており、その状況について把握する必要があることから、能力開発費を把握する事項を追加する。

(エ) 剰余金の配当状況の追加

企業の株主に対する姿勢や利益の再投資への考え方などを捉える上で、企業の配当政策（配当性向）が、極めて有益な情報となっており、その状況について把握する必要があることから、剰余金の配当状況（配当金額）を把握する事項を追加する（法人企業統計調査（基幹統計調査・財務省）の対象企業については、同調査結果を活用）。

(オ) 技術の所有及び取引状況の変更等

近年、知的財産活動は、企業単位よりも企業グループ全体で機能を分担するケースが多くなってきており、その状況について把握する必要があることから、技術取引に係る受取金額及び支払金額について、その内訳として、関係会社との取引を把握する事項を追加する。

イ 調査事項の削除

(ア) 情報化の状況の削除

本調査事項については、企業の情報化の進展状況等を把握するため、本調査創設時から調査されてきた事項であるが（当初は3年ごと、平成13年からは毎年調査）、「コンピュータ・ネットワークの利用の有無」については、一定規模以上の企業である本調査の対象企業においては、コンピュータ・ネットワークの普及が既に極めて高い水準に達しており、本調査で把握する必要性が乏しくなったこと、また、「電子商取引（e-コマース）の実施状況」については、消費者向け電子商取引実態調査や情報処理実態調査（いずれも一般統計調査・経済産業省）などの代替統計の整備が進んでいること並びに上記アのとおり、調査事項が追加され、報告者負担を軽減する必要があることから、いずれも削除する。

(イ) 団塊世代の退職等に対する制度的な取組状況

本調査事項については、団塊世代の大量退職問題（2007年問題）が発生したことに伴い、当該世代に対する雇用対策等を把握するために、平成19年調査から取り入れられた調査事項であるが、問題発生から既に3年が経過し、これらを把握する必要性が乏しくなったこと及び上記アのとおり調査事項が追加され、報告者負担を軽減する必要があることから、削除する。

(2) 結果の公表期日の早期化

利用者の利便の向上に資するために、速報の公表期日を調査実施後10か月以内から8か月以内に変更する。